

船舶事故調査報告書

平成23年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 石川 敏行

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年12月6日（月） 12時15分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市野間岬北東方沖 薩摩野間岬灯台から真方位043° 6.6海里付近 （概位 北緯31° 29.7′ 東経130° 11.9′）
事故調査の経過	平成22年12月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 ^{かいこう} 海幸、4.8トン 292-27076鹿児島、個人所有 11.50m (Lr) × 2.80m × 0.79m、FRP ディーゼル機関、183.90kW、昭和60年3月15日 B 遊漁船 ^{みか} 美香丸、4.8トン 295-29504鹿児島、個人所有 11.00m (Lr) × 2.62m × 0.82m、FRP ディーゼル機関、264.78kW、昭和63年11月3日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月1日 免許証交付日 平成18年12月13日 （平成24年1月7日まで有効） B 船長B 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年8月21日 免許証交付日 平成18年11月21日 （平成24年8月20日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 操舵室右舷を破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せて野間岬北東方沖で遊漁中、船長Aが、A船の南東方120～130m付近で錨泊して遊漁中のB船及び他の遊漁船（以下「C船」という。）を視認した。 A船は、B船及びC船の間のポイントに移動することとし、衝突の約5～6分前に航行を始め、約6.5ノットの速力で左舷船首から出していた

	<p>錨索を引くことによって錨を海底から上げ、錨索がプロペラに絡まないように手動操舵により左に回頭しながら移動を始めた。</p> <p>船長Aは、B船及びC船の周囲を左に大回りし、B船の左舷方で錨泊するため、B船の船首方向に向首したのち、操舵位置の正面にある魚群探知機を見ていたとき、平成22年12月6日12時15分ごろ、B船と衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、船首を北東方に向けて錨泊して遊漁中、船長Bが、A船が錨を引きずりながらB船の周囲を左に回り始めたので、A船の動きを注意して見ていた。</p> <p>船長Bは、A船が、B船及びC船の間に入って来るものと思っていたところ、急に左に回頭してB船に向首したので衝突の危険を感じ、操舵室に駆け込んで汽笛を鳴らそうとしたが、A船とB船の右舷側とが衝突した。</p> <p>両船は、負傷者はなく、自力航行して帰航した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約2～3m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約40～50cm</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、水深約42m及び底質砂のところに重さ約20kgの錨を入れ、長さ約60mの錨索を左舷船首から出して錨泊していた。</p> <p>A船は、釣り場を移動する際、錨索を引くことで錨を海底から上げて航行していた。</p> <p>A船は、錨索を左舷船首から出していたことから、航行中に錨及び錨索の抵抗により左に回頭するので、船長Aが、右舵を取りながら航行していた。</p> <p>船長A及びA船の釣り客3人は、全員救命胴衣を着用しており、釣り客3人は、船尾甲板にいたので、B船への接近に気付かなかった。</p> <p>B船は、水深約42m及び底質砂のところに重さ約30kgの錨を入れ、長さ約60mの錨索を出して錨泊していた。</p> <p>B船は、黒色球形形象物を掲げていた。</p> <p>船長B及びB船の釣り客4人は、全員救命胴衣を着用していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、野間岬北東方沖において釣り場を移動中、船長Aが、魚群探知機を見ていて見張りを行っていなかったことから、錨泊中のB船に向けて接近していることに気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、錨を巻き揚げずに左舷船首から出した錨索を引きながら移動し、錨及び錨索の抵抗により左に回頭する状況であったので、船長Aが、右舵をとってA船が左に回頭しないように操船していたものと考えられる。</p> <p>B船は、野間岬北東方沖において錨泊して釣り中、船長Bが、A船が移動を始めたのを認め、A船の動きに注意していたところ、A船が左回頭してB船に向けて接近して来たので、汽笛を鳴らそ</p>

	うとしたが間に合わず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、野間岬北東方沖において、A船が釣り場を移動中、B船が錨泊して釣り中、船長Aが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	本事故の再発防止策として、次のものが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。

※ 「参考」は、今後の同種船舶事故等の再発防止のために役立つと考えられる事項を列挙したものである。